

平成 26 年度地方債同意等予定額（第 1 次分）について

平成 26 年 7 月

自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、あらかじめ同意等予定額を通知。
- 今回通知する同意等予定額は、地方公共団体の当初予算に計上されている事業に伴うもの。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	66,919 億円	443 億円	67,362 億円
市町村 特別区	45,058 億円	504 億円	45,562 億円
総額	111,978 億円	946 億円	112,924 億円

- 今回通知する同意等予定額は 112,924 億円であり、既届出額 3,781 億円を加えると、11 兆 6,705 億円となり、地方債計画額 12 兆 9,827 億円の 89.9%（対前年度比 +0.8%）である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
公共事業等（1 兆 1,609 億円）、下水道事業（9,489 億円）、旧合併特例（6,704 億円）、臨時財政対策債（5 兆 5,952 億円）

2. 同意等予定額の通知日

7 月 25 日（金）（普通交付税の決定日と同日）

3. その他

第 2 次分に係る同意等予定額については、27 年 2 月に通知予定。

○ 地方債同意等予定額について(平成26年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	47,881	3,563	35,266	38,828	9,053	81.1%
公共事業等	16,473	1,573	11,609	13,182	3,291	80.0%
公営住宅建設事業	1,132	93	887	980	152	86.5%
災害復旧事業	502		170	170	332	33.9%
教育・社会福祉施設等整備事業	3,487	357	3,323	3,680	▲193	105.5%
学校教育施設等	1,240	61	1,330	1,391	▲151	112.2%
社会福祉施設	379	49	321	370	9	97.5%
一般廃棄物処理	653	140	966	1,107	▲454	169.5%
一般補助施設等	665	3	417	420	245	63.2%
施設(一般財源化分)	550	103	289	393	157	71.4%
一般単独事業	20,047	1,516	15,619	17,134	2,913	85.5%
一般	4,355	630	3,104	3,734	621	85.7%
うち一般事業		630	3,104	3,734		
うち第3セクター改革推進債						
地域活性化	400	21	481	502	▲102	125.5%
防災対策	871	49	561	611	260	70.1%
地方道路等	3,221	595	1,611	2,206	1,015	68.5%
旧合併特例	6,200	30	6,704	6,734	▲534	108.6%
緊急防災・減災事業	5,000	190	3,157	3,347	1,653	66.9%
辺地及び過疎対策事業	4,010		3,484	3,484	526	86.9%
辺地対策	410		380	380	30	92.7%
過疎対策	3,600		3,104	3,104	496	86.2%
公共用地先行取得等事業	430	25	174	199	231	46.2%
行政改革推進	1,700				1,700	0.0%
調整	100				100	0.0%
公営企業債	23,668	219	20,760	20,979	2,689	88.6%
水道事業	3,987		4,079	4,079	▲92	102.3%
工業用水道事業	210		133	133	77	63.5%
交通事業	1,789	45	1,452	1,497	292	83.7%
電気事業・ガス事業	228		245	245	▲17	107.5%
港湾整備事業	596	61	429	489	107	82.1%
病院事業・介護サービス事業	4,123	3	3,953	3,956	167	95.9%
市場事業・と畜場事業	449		120	120	329	26.7%
地域開発事業	1,083	88	823	911	172	84.1%
下水道事業	11,093	13	9,481	9,494	1,599	85.6%
観光その他事業	110	9	46	55	55	49.8%
(公営企業退職手当債)						—
臨時財政対策債	55,952		55,952	55,952	0	100.0%
退職手当債	800				800	0.0%
国の予算等貸付金債	(740)				(740)	
合計	128,301	3,781	111,978	115,759	12,542	90.2%

(注) 公営企業退職手当債の地方債計画額は、対象事業の計画額に含まれている。
(注) 国の予算等貸付金債の括弧書きは、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	実行率 D/A
一般会計債	497		326	326	171	65.5%
公営住宅建設事業	440		293	293	147	66.7%
災害復旧事業	42		29	29	13	69.3%
一般単独事業	15		3	3	12	22.2%
公営企業債	31		9	9	22	29.4%
水道事業	2		1	1	1	57.5%
病院事業・介護サービス事業	5				5	0.0%
市場事業・と畜場事業	4		0	0	4	3.0%
下水道事業	20		8	8	12	39.3%
被災施設借換債	15				15	0.0%
国の予算等貸付金債	(30)				(30)	
合計	543		335	335	208	61.7%

(注) 国の予算等貸付金債の括弧書きは、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	実行率 D/A
一般会計債	983		611	611	372	62.2%
全国防災事業	983		611	611	372	62.2%
合計	983		611	611	372	62.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	実行率 E/A
1 通常収支分	128,301	3,781	111,978	115,759	12,542	90.2%
2 東日本大震災分	1,526		946	946	580	62.0%
(1) 復旧・復興事業	543		335	335	208	61.7%
(2) 全国防災事業	983		611	611	372	62.2%
合計	129,827	3,781	112,924	116,705	13,122	89.9%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額	128,301	33,333	20,171	42,600	32,197
② 同意等予定額	111,978	32,045	19,437	25,547	34,949
都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	66,919	12,479	7,111	25,514	21,816
	45,058	19,566	12,326	33	13,133
内 既 通 知 額	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
内 今 回 通 知 額	111,978	32,045	19,437	25,547	34,949
	66,919	12,479	7,111	25,514	21,816
都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	45,058	19,566	12,326	33	13,133
③ 既届出額	3,781			3,241	540
都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	3,732			3,241	491
50				—	50
④ 小計 (②+③)	115,759	32,045	19,437	28,788	35,489
都 道 府 県 指 定 都 市 市 特 別 区	70,651	12,479	7,111	28,755	22,306
45,108	19,566	12,326	33	13,183	
⑤ 計画残額 (①-④)	12,542	1,288	734	13,812	▲3,292

(注)表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているため、計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災分
 (1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額		543	369	174	—	—
② 同意等予定額		335	254	77	—	3
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	171	132	36	—	3
	市 町 別 村 区	164	122	42	—	—
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	—	—	—	—	—
訳	今 回 通 知 額	335	254	77	—	3
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	171	132	36	—	3
③ 計画残額 (①-②)		208	115	97	—	▲3

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成26年度地方債計画額		983	828	155	—	—
② 同意等予定額		611	457	115	—	39
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	271	255	16	—	—
	市 町 別 村 区	340	202	99	—	39
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	—	—	—	—	—
訳	今 回 通 知 額	611	457	115	—	39
	都 道 府 県 指 定 都 市 市 町 別 村 区	271	255	16	—	—
③ 計画残額 (①-②)		372	371	40	—	▲39

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

	計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受	
① 平成26年度地方債計画額	129,827	34,530	20,500	42,600	32,197	
② 同意等予定額	112,924	32,756	19,630	25,547	34,991	
都指 道定 府都 県市	67,362	12,865	7,163	25,514	21,819	
市特 町別 村区	45,562	19,890	12,467	33	13,172	
内 訳	既 通 知 額	—	—	—	—	
	都指 道定 府都 県市	—	—	—	—	
	市特 町別 村区	—	—	—	—	
	今 回 通 知 額	112,924	32,756	19,630	25,547	34,991
	都指 道定 府都 県市	67,362	12,865	7,163	25,514	21,819
	市特 町別 村区	45,562	19,890	12,467	33	13,172
③ 既届出額	3,781			3,241	540	
都指 道定 府都 県市	3,732			3,241	491	
市特 町別 村区	50			—	50	
④ 小計 (②+③)	116,705	32,756	19,630	28,788	35,531	
都指 道定 府都 県市	71,094	12,865	7,163	28,755	22,310	
市特 町別 村区	45,612	19,890	12,467	33	13,222	
⑤ 計画残額 (①-④)	13,122	1,774	870	13,812	▲3,334	

(注)表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、計とは一致しない場合がある。

標準税率未満団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

1. 名古屋市（総務大臣許可）

(1) 減税の概要

平成24年度から個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

(2) 世代間の負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、少なくとも平成26年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成24年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行の許可を予定する通知を発出

2. 大阪府和泉市（大阪府知事許可）

(1) 減税の概要

平成25年度に限り、個人市民税の平均5%減税を実施（一部平成26年度徴収）

(2) 世代間負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、少なくとも平成26年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税収の確保状況

平成24年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、大阪府知事が建設地方債の発行の許可を予定する通知を発出することについて同意を予定する通知を発出

参照条文

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 略

2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

5～7 略

○平成26年度地方債同意等基準（平成26年総務省告示第151号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

○平成26年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

- 1 「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定の対象とすること。この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。
- 2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限り、5年を限度として算定の対象とすることができる。